

平成27年度特用林産物と野生獣肉の放射性物質検査計画について

森林環境部

1 平成27年度特用林産物と野生獣肉の放射性物質検査実施状況について

○ 次の品目を検査対象とし、検査を実施している。(別紙1、別紙2)

- ・ 野生きのこ、野生獣肉 ※厚生労働省通知
- ・ 山菜(野生) ※林野庁通知
- ・ 原木しいたけ、たけのこ ※県産特用林産物の安全・安心の確保

○ 平成27年7月24日現在の検査実施状況及び結果

山菜、原木しいたけ、たけのこ、野生きのこについて、6品目15検体の放射性物質検査を行い、放射性セシウムはいずれも基準値以下または不検出、放射性ヨウ素は不検出であった。(別紙3)

2 野生きのこの出荷制限について

○ 平成24年10月、富士吉田市、鳴沢村及び富士河口湖町(以下「3市町村」という。)で採取された野生きのこから、食品衛生法で定められた基準値(100Bq/kg)を超える放射性セシウムが検出された。

このため、県では採取者に対して、これら3市町村内で発生した野生きのこについて採取、出荷及び摂取の自粛を要請し、現在も継続している。

○ また、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部から県に対し、関係者へ出荷の自粛を要請するよう指示が出され、現在も継続している。

3 出荷制限区域における野生きのこへの対応について

○ 野生きのこについては放射性セシウムの吸収メカニズムなどの知見が十分でないことから、検査データを蓄積して放射性セシウム濃度が安定して基準値を下回ることが確認されるまでの間、3市町村と連携して、次の取り組みを進めていく。

- ・ 3市町村で発生した野生きのこについて、改めて採取、出荷及び摂取の自粛要請を周知するため、県や市町村のホームページへの掲載、チラシの配布、貼り紙の掲示、市町村広報への掲載、巡回などを行う。
- ・ 3市町村で発生した野生きのこについて、原子力災害対策本部が示した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、出荷制限の解除に向けたデータを収集するため、これまでの検査で基準値を超した種類を中心に検査を行う。

- 野生きのこの販売、流通業者に対して、出荷制限の内容を周知するとともに、3市町村以外で採取された野生きのこについて産地の市町村名を表示するよう協力を求める。

※ なお、3市町村以外の野生きのこについても食の安全、安心を確保するため、検査を実施する。

平成27年度県産特用林産物の放射性物質検査計画

平成27年3月
 担当課名 林業振興課

1 目的

これまでの全国における放射性物質検査の結果を踏まえ、平成27年3月20日付けで原子力災害対策本部において「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正されたことに対応するとともに、県産特用林産物の安全・安心を確保するため、県産特用林産物の放射性物質検査を行う。

2 基本的な考え方(品目の選定方法、検査実施時期、地域の選定等)

- (1) 出荷される主要な特用林産物及び野生の特用林産物を対象とし、生産量等を踏まえて検査品目を選定する。
- (2) 各品目について、生産時期等に合わせ検査を実施する。
- (3) 生産状況等を考慮し、サンプル数や採取地を選定する。
- (4) 検査の結果は、県のホームページ等で随時公表する。
- (5) 県内で生産される主な特用林産物の検査の結果、食品衛生法で定める基準値を超えた場合、県は生産者団体等に対し、当該産地での当該品目の出荷自粛を要請する。
- (6) 県内で採取される野生の特用林産物の検査の結果、食品衛生法で定める基準値を超えた場合、県は採取者に対し、市町村単位で、当該品目の採取、出荷及び摂取の自粛を要請する。

3 具体的な品目とスケジュール

表1 月別検査品目数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
品目数(下表)	5	1		1	1	1	1	1				2	13

表2 対象品目

分類	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
きのこ類	原木しいたけ(露地)	原木しいたけ(露地)		野生きのこ	野生きのこ	野生きのこ	野生きのこ	野生きのこ	原木しいたけ(露地)			
その他	ふきのとう(野生) たらのめ(野生) わらび(野生) たけのこ											ふきのとう(野生) たけのこ

平成27年度野生獣肉の放射性物質検査計画

平成27年3月

担当課名 みどり自然課

1 目的

これまでの全国における放射性物質検査の結果を踏まえ、平成27年3月20日付けで原子力災害対策本部において「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正されたことに対応するとともに、11月15日から始まる狩猟期に向けて狩猟者が安心・安全に狩猟をすることができるよう行う。

2 基本的な考え方(品目の選定方法、検査実施時期、地域の選定等)

- (1) 検査品目は厚生労働省通知により検査対象となっている検査品目を対象とする。
・野生獣肉(ニホンジカ、イノシシ)
- (2) 各品目について、狩猟期前に検査を実施する。
- (3) 市町村における野生獣の管理捕獲の実施状況に合わせてサンプルを採取する。
- (4) 検査の結果は、県のホームページ等で公表する。
- (5) 検査の結果、食品衛生法で定める基準値を超えた場合は、県は市町村等に対し、野生獣(ニホンジカ、イノシシ)の肉を食用に供すること(自家用も含む)の自粛を要請するとともに、狩猟者には県ホームページ等で情報提供を行う。

3 具体的な品目とスケジュール

表1 月別検査品目数及び検体数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
品目数(下表)							2						2

表2 品目別検体数

分類	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
野生鳥獣の肉類							ニホンジカ イノシシ			1		2	3

○放射性物質検査検体数

平成27年7月24日現在

分類	品目	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度				
		検体数 基準値超	市町村数	検体数 基準値超	市町村数	検体数 基準値超	市町村数	検体数 基準値超	市町村数	検体数 基準値超	市町村数			
山菜 (野生)	たらのめ			10	9	12	11	6	6	6	6			
	わらび			7	7	6	6	3	3	3	3			
	ふきのとう			6	6	3	3	3	3	1	1			
	小計			23		21		12		10				
野生きのこ	野生きのこ	32	10	48	7	18	126	13	20	81	14	12	2	1
栽培きのこ	原木しいたけ	17	8	9	9	8	8	5	4	2	1			
	菌床しいたけ			3	1	6	2							
	原木なめこ			4	4	4	4	3	2					
	菌床なめこ			3	3	2	2							
	原木まいたけ			2	2	3	3	1	1					
	菌床まいたけ			1	1	1	1							
	菌床えのきたけ			1	1									
	菌床えりんぎ			2	2	2	2							
	小計	17		25		26		9		2				
たけのこ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
わさび					6	3								
きのこ原木	13	6	6	4										
菌床用培地	15	8	14	8										
合計	78		117	7	180	13	103	14	15					

○平成26年度に基準値 (100Bq/Kg) を超えた野生きのこ

採取地点	品目名	核種別放射能濃度【Bq (ベクレル)/kg】			検査日
		放射性セシウム			
		セシウム 134	セシウム 137	セシウム 合計	
富士吉田市	ショウゲンジ	12.9	211	220	H26.9.10
富士河口湖町	タマゴタケ	15.7	99.6	120	H26.9.10
富士吉田市	キハツタケ	36.3	203	240	H26.10.8
鳴沢村	ショウゲンジ	42.2	307	350	H26.10.8
鳴沢村	ショウゲンジ	121	444	570	H26.10.8
富士河口湖町	ショウゲンジ	168	606	770	H26.10.8
富士吉田市	アカモミタケ	217	756	970	H26.11.14
富士吉田市	カヤタケ	27.4	92.8	120	H26.11.14
富士吉田市	シロナメツムタケ	45.9	166	210	H26.11.14
富士吉田市	チャナメツムタケ	51.1	159	210	H26.11.14
鳴沢村	シロナメツムタケ	40.6	153	190	H26.11.14
鳴沢村	チャナメツムタケ	45.6	168	210	H26.11.14
富士河口湖町	シロナメツムタケ	43.3	155	200	H26.11.14
富士河口湖町	チャナメツムタケ	45.3	152	200	H26.11.14